

呉市版 介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表 (令和6年6月利用分～)

○訪問型サービス

【総合事業ホームヘルプサービス(従前相当サービス)】

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (サービスコード種類 A2)

【生活支援ホームヘルプサービス(緩和基準によるサービス)】

- 2 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (サービスコード種類 A2)

緩和した基準によるサービスの指定を受けた事業者が使用するコード表です。

【色付けルール】

水色 → 新設

黄色 → 変更

灰色 → 廃止

○通所型サービス

【総合事業デイサービス(従前相当サービス)】

- 3 通所型サービス(独自)サービスコード表 (サービスコード種類 A6)

【総合事業デイサービス(従前相当サービス/呉市独自サービス)】

- 4 通所型サービス(独自)サービスコード表 (サービスコード種類 A6)

要支援2の方で週1回程度の利用計画になっている方の請求をする際に使用するコード表です。

○介護予防ケアマネジメント

- 5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表 (サービスコード種類 AF)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位	日割の場合	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2,349単位	日割の場合	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3,727単位	日割の場合	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置 未実施減算	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の 利用者等にサービス を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の 場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算 日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位 加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位 加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 158/1000 加算			

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算V9	ハ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) 所定単位数の 142/1000 加算	1月につき
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算V10			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(5) 所定単位数の 139/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算V11			(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(6) 所定単位数の 121/1000 加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算V12			(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(7) 所定単位数の 118/1000 加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算V13			(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(8) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算V14			(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(9) 所定単位数の 76/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算	

※ 業務継続計画未確定減算については、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

※ 生活支援ホームヘルプサービスの指定を受けた事業者が使用するコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A2	2521	訪問型独自サービス/222	□ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	1回につき	
A2	2631	訪問型独自サービス/223			(二)所要時間45分以上の場合	225単位			225
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222	高齢者虐待防止措置未実施減算	□ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	1回につき
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算			
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算			200単位 加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算			50単位 加算	50	月1回限度	

※ 生活支援ホームヘルプサービスの指定を受けた事業者が使用するコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 76/1000 加算				

※ 生活支援ホームヘルプサービスの指定を受けた事業者が使用するコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 24/1000 加算		

※ □については、1月につき、総合事業ホームヘルプサービス(従前相当サービス)のイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※ 業務継続計画未確定減算については、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合	59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度又は週2回を超える程度)	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割の場合	119単位	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度又は 週2回を超える程度)	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度又は 週2回を超える程度)	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5%加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の	5%加算		1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は 同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度又は週2回を超える程度)	752単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ハ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)		150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2)口腔機能向上加算(II)		160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	88単位加算	88	1月につき	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度又は週2回を超える程度)	176単位加算			176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	72単位加算			72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度又は週2回を超える程度)	144単位加算			144
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1)事業対象者・要支援1 (週1回程度)	24単位加算			24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			(2)事業対象者・要支援2 (週2回程度又は週2回を超える程度)	48単位加算			48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算			200
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算			5
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	92/1000加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	90/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	80/1000加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	64/1000加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の	81/1000加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の	76/1000加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の	79/1000加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の	74/1000加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の	65/1000加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の	63/1000加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の	56/1000加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の	69/1000加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の	54/1000加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10	(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の	45/1000加算			
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の	53/1000加算			
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の	43/1000加算			
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の	44/1000加算				

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算V14	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(V) (十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) 所定単位数の 33/1000加算		1月につき
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 12/1000加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の 10/1000加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位			41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		(2)事業対象者・要支援2(週2回程度又は週2回を超える程度)	3,621単位			2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位			83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位			41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		(2)事業対象者・要支援2(週2回程度又は週2回を超える程度)	3,621単位			2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位			83	1日につき

※ 業務継続計画未確定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日の間適用しない。

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

※ 要支援2の方で週1回程度の利用計画になっている場合に使用するコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1221	通所型独自サービス/212	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	1,811単位	1,811	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/212日割		1,811単位	日割の場合	60単位	60	1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	18単位減算	-18	1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/212	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	18単位減算	-18	1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376	1月につき
A6	5622	通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ハ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150	
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160	
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算/2	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/22	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援2(週1回程度)	88単位加算	88	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2(週1回程度)	72単位加算	72	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/22		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援2(週1回程度)	24単位加算	24	

※ 要支援2の方で週1回程度の利用計画になっている場合に使用するコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ヌ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヰ 介護職員等処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000加算		
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2	(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3	(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4	(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5	(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6	(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7	(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8	(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9	(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10	(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000加算		
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000加算		

※ 要支援2の方で週1回程度の利用計画になっている場合に使用するコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算V13	ワ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) 所定単位数の	44/1000加算	1月につき
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算V14			(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) 所定単位数の	33/1000加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の	12/1000加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の	11/1000加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8014	通所型独自サービス/212・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	要支援2(週1回程度)	1,811単位	定員超過の場合 × 70%	1,268	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/212日割・定超			60単位		42	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9014	通所型独自サービス/212・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	要支援2(週1回程度)	1,811単位	定員超過の場合 × 70%	1,268	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/212日割・人欠			60単位		42	1日につき

※ 業務継続計画未確定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日の間適用しない。

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で減算する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

呉市版 介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメントA	442単位		442	1月につき	
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止措置未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算	4単位減算		438単位
AF	2001	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントB	221単位		221		
AF	2002	介護予防ケアマネジメントB・高齢者虐待防止措置未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算	2単位減算		219単位
AF	3001	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメントC	442単位		442		
AF	3002	介護予防ケアマネジメントC・高齢者虐待防止措置未実施減算			高齢者虐待防止措置未実施減算	4単位減算		438単位
AF	4001	介護予防ケア初回加算	□ 初回加算			300単位加算		300
AF	6001	委託連携加算	ハ 委託連携加算(利用者1回につき)			300単位加算		300

※ 業務継続計画未確定減算については令和7年3月31日までの間適用しない。